

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差
止請求住民訴訟事件

原告 荒川 照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

第 10 準 備 書 面

2024（令和6）年8月29日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐
外

第1 はじめに

本書面では、2024年(令和6年)8月29日付請求の趣旨変更申立書(2)において主張する地方自治法第242条の2第4号の規定に基づく損害賠償請求について、原告らが従来主張してきた本件事業の違法性に関する主張がどのように位置付けられるかについて明らかにする。

第2 地方自治法第242条の2第4号による損害賠償請求の要件について

- 1 地方自治法第242条の2第4号は、地方公共団体において違法な公金の支出があったときは、当該職員に対して損害賠償請求をすることを求める訴えを提起できると定める。
- 2 この損害賠償請求に関しては、平成4年12月15日最高裁第三小法廷判決が平成14年改正前の地方自治法第242条の2第1項4号に関し「法第242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠

償請求訴訟は、このような住民訴訟の一類型として、財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対し、職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにほかならない。したがって、当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示するところである（以下「平成4年最判」という。）。

- 3 本件で「職務上の義務に違反する財務会計上の行為」として主張するのは、請求の趣旨変更申立書（2）別紙記載の「支出に係る根拠」欄に記載した支出負担行為としての契約締結行為である。
- 4 前記契約締結行為は、いずれも資源循環推進長及び高萩工事事務所長（以下合わせて「推進長ら」という。）が専決して行っている。したがって、第一次的には推進長らが「財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員」となる。他方で、本件で「当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求める」当該職員は、茨城県知事たる大井川和彦（以下「債務者」という。）である。債務者に損害賠償義務が成立するためには、専決処分を行った推進長らの行為が誠実執行義務に違反した違法なものであること、さらに、債務者がこれを阻止すべき指揮監督上の義務があるのにこれを怠って阻止しなかったということが必要になる。
- 5 専決処分としてなされた支出負担行為が誠実執行義務に違反した違法なものであった、という点については、こうした契約の締結行為が県道を新設することを目的としているところ、この県道は、本件処分場を建設するにあたり、その搬入路を新設することが必要となって計画されたものであり、本件処分場を建設しなければこうした県道を新設することはなかったものであるから、本件処分場の建設と不可分一体のものである。そして本件処分場建設の違法性につ

いては、原告ら第2準備書面2、3、(1)、第3準備書面において主張したところである。

- 6 ここで、推進長ら自身は道路建設を目的とした契約締結行為をしたに過ぎず、本件処分場建設について何らかの判断をする立場にはなかったものであるから、平成4年最高裁判決の判示にある「たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」というのと同様の点が問題になりそうである。
- 7 他方で、債務者は、推進長らが違法な職務執行をしないよう指揮監督し、違法な職務執行のある時はこれを阻止すべき職務上の義務を負っている。その債務者が本件処分場建設を決定したものであるから、債務者は本件処分場建設が行政機関の権限を逸脱ないし濫用した違法なものであることを認識する立場にあった。推進長らによる契約締結行為という支出負担行為は、本件処分場建設という決定の履行の手段として行われたものであるから、推進長らを指揮監督する立場にあった債務者は、本件処分場建設が違法なものであることを認識していた以上、その指揮監督権限を行使して、推進長らによる契約締結行為という支出負担行為を阻止すべき職務上の義務を負っていたものであり、その義務を怠ったことにより損害賠償義務を負うものである。
- 8 すなわち、本件においては、本件処分場建設の決定という行為が、平成4年最高裁判決のいう「先行する原因行為」と類似する関係にあるところ、その原因行為に類似する行為をした者に対して損害賠償を求めている点で、平成4年最高裁判決とは問題状況が異なるのである。

第3 「契約が私法上無効であることを要する」との議論について

- 1 住民訴訟において、問題となる公金の支出が地方公共団体と相手方との契約に基づいて支出されたものである場合、損害賠償請求が認容されるには、原則

として、当該契約が私法上無効であることが必要である、という問題が争点となる場合がある（最高裁第二小法廷平成20年1月18日判決等）。

2 しかし、そうした事案は、違法な財務会計行為として支出命令が判断の対象となったものであって、本件のように支出負担行為が判断の対象となる場合は、そうした点が争点になるものではない。

3 住民訴訟においては、住民監査請求について、当該行為から1年間という提出期限が設けられているために、支出負担行為としての契約締結行為は期限を過ぎていて住民監査請求の対象にならず、支出命令のみを対象として住民監査請求を提出するという場合がある。そうした事案では地方公共団体がすでに締結された契約の履行義務を負うという前提があるために、上記のような問題が争点とならざるを得ないのであるが、本件のように支出負担行為を審理の対象とする場合は、そもそも契約締結をするかどうかの判断の違法性が問題になるものであるから、契約が私法上無効であるかどうかは問題にならないものである。

以上